

静岡県がんセンター局管理規程第13号

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年9月29日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者

がんセンター局長 小櫻 充久

静岡県がんセンター局職員就業規程の一部を改正する規程

静岡県がんセンター局職員就業規程（平成14年静岡県がんセンター局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正前              |  |                    |  | 改正後              |   |                    |  |
|------------------|--|--------------------|--|------------------|---|--------------------|--|
| 別表第4 (略)         |  |                    |  | 別表第4 (略)         |   |                    |  |
| 健康診査又は予防接種受診等回数表 |  |                    |  | 健康診査又は予防接種受診等回数表 |   |                    |  |
| 健康診査等の区分         |  | 回数                 | 備考                                       | 健康診査等の区分         |   | 回数                 | 備考                                       |
| (略)              |  |                    |  | (略)              |   |                    |  |
| 予防<br>接種         | ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、水痘、その他管理者が認めるもの | 予防接種を受けるため必要と認める回数 | 予防接種法第2条第1項に規定する予防接種（ツベルクリン反応検査を含む。）をいう。 | 予防<br>接種         | ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）、水痘、 <u>B型肝炎</u> その他管理者が認めるもの | 予防接種を受けるため必要と認める回数 | 予防接種法第2条第1項に規定する予防接種（ツベルクリン反応検査を含む。）をいう。 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。